

臨床研究・治験における電子カルテ閲覧に関する覚書締結のお願い
ならびに新情報セキュリティポリシー施行に伴う運用手順の変更について

拝啓 ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このほど当院では臨床研究または治験における患者情報の保護を目的として新たな情報セキュリティポリシーを策定いたしました。

これにより、当院の電子カルテを用いて患者情報を閲覧する場合において、所定の覚書の締結をお願いすることとなりました。つきましては、現在実施中、および今後実施を予定しております臨床研究または治験に関して、当院での電子カルテ閲覧作業の予定がある場合には下記要領にて覚書を締結していただきますようお願い申し上げます。

また、電子カルテ閲覧の運用につきましても、来院時のご本人確認の実施など従来と異なる運用となります。詳細は臨床研究・治験事務局よりご案内申し上げます。ご不便をおかけする点もございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

【新ポリシー施行に伴う従来運用との変更点】

・電子カルテ閲覧に関する覚書の締結

- 手順1. 当院責任医師又は代行して事務より臨床研究・治験依頼者に覚書書式をメールで送付いたします。
2. 上記1で送付された、覚書案の電子データに漏れなく入力の上、送信元に電子メールでご返信ください。
 3. 締結後の覚書を、当該臨床研究・治験が終了するまで紛失しないように保管してください。
 4. 条文の内容について疑義のある場合はその旨ご回答くださいますようお願いいたします。なお、条文変更に関しては、ご要望にお応えできない場合があることをご了承ください。

・電子カルテ閲覧実施の運用方法の変更

- 電子フォームによる申請（閲覧希望日の2週間前までに申請）
- 閲覧申請結果通知書の送付（来院時に持参）
- 来院時のご本人確認の実施
- SDV室のカメラモニタリング実施

以 上

お問合せ先：倉 敷 中 央 病 院
情報セキュリティ委員会事務局
TEL：086-422-9198
Email：kch_sec@kchnet.or.jp
担当：田中、前田